

平成21年度

第1回春日井市学校給食センター運営委員会

参考資料

○春日井市学校給食センター条例

昭和 43 年 3 月 30 日  
条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、春日井市学校給食センター(以下「給食センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 給食センターを春日井市四ツ家町字ニツ杵 127 番地に置く。

2 給食センターに次の調理場を置く。

名称	位置
藤山台調理場	春日井市藤山台 1 丁目 2 番地
前並調理場	春日井市四ツ家町字ニツ杵 127 番地
稲口調理場	春日井市稲口町 3 丁目 14 番地 1
白山調理場	春日井市白山町 4 丁目 3 番地 6

(昭 46 条例 7・昭 48 条例 20・昭 50 条例 10・昭 53 条例 45・昭 55 条例 32・昭 56 条例 16・昭 58 条例 31・平 5 条例 4・平 16 条例 34・一部改正)

(職員)

第 3 条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 給食センターは、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 2 条に定める目的を達成するため、春日井市立小学校及び中学校の学校給食の調理、輸送その他学校給食について必要な事業を行う。

(昭 55 条例 32・全改)

(運営委員会)

第 5 条 給食センターに学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議する。

3 運営委員会の委員は、20 名以内とする。

4 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年条例第 7 号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和 46 年教委規則第 6 号により昭和 46 年 6 月 1 日から施行)

附 則(昭和 48 年条例第 20 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 10 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 45 号)

この条例は、昭和 54 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(昭和 55 年条例第 32 号)

この条例は、春日井白山土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

ただし、第 2 条中春日井市学校給食センター条例第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 16 号)

この条例は、日本住宅公団春日井都市計画高蔵寺土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則(昭和 58 年条例第 31 号)

この条例は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年条例第 4 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 34 号)

この条例は、平成 16 年 10 月 9 日から施行する。

# 春日井市学校給食センター運営委員会規程

昭和43年4月25日

教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、春日井市学校給食センター条例(昭和43年春日井市条例第12号)第5条の規定による学校給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 教育委員会委員及び教育委員会事務局の職員
- (3) 小学校又は中学校の学校長
- (4) PTAの役員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号のほか教育委員会が必要と認めた者

(平19教委告示3・一部改正)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が指名する副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 学校給食費に関する事項
- (2) 前号のほか給食業務に関する重要な事項

(昭55教委告示10・一部改正)

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校給食センターが行なう。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附 則

この告示は、昭和43年4月25日から施行する。

附 則(昭和55年教委告示第10号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年教委告示第3号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委告示第4号)

この告示は、平成21年2月1日から施行し、改正後の春日井市学校給食センター運営委員会規程第2条及び第3条の規定は、平成21年6月1日以後に就任する委員及び委員長について適用する。

## 平成21年度事業計画

### 1 学校給食の調理計画

#### (1) 給食実施日（小中学校とも）

	開始日	終了日	給食日数
1学期	4月9日	7月16日	67日
2学期	9月3日	12月21日	72日
3学期	1月12日	3月23日	49日
合計			188日

#### 参考1) 各学期の期間

	始業式	終業式
1学期	4月7日	7月17日
2学期	9月1日	12月22日
3学期	1月7日	3月24日

#### 参考2) 入学式と卒業式

	入学式	卒業式
小学校	4月6日	3月19日
中学校	4月7日	3月8日

#### (2) 予定食数

区分	学校数	年間計画食数	1日当たりの食数
小学校	39校	3,700,000食	19,681食
中学校	15校	1,510,000食	8,032食
計	54校	5,210,000食	27,713食

#### (3) 給食主食別予定回数

米飯	130回
パン	38回
めん類	20回

(4) 給食の献立目標

1 学 期		2 学 期		3 学 期	
4 月	春の食材を食べよう	9 月	ビタミンB1をと ろう	1 月	郷土・家庭料理を 食べよう
5 月	カルシウムをとろう	10 月	秋の食材を食べよう	2 月	食物せんいをとろう
6 月	愛知の食材を食べよう	11 月	かみごたえのある 食材を食べよう	3 月	思い出の味を食 べよう
7 月	夏の食材を食べよう	12 月	冬の食材を食べよ う		

(5) 給食費（1食当たり、主食・牛乳・副食合わせて）

小学校	230円
中学校	265円

2 食育推進

(1) 食育指導

小学校1年、5年及び6年並びに中学校1年を対象として、栄養指導を中心とした食育指導を実施

学年別のテーマ

小学校1年	給食のできるまで
小学校5年	野菜について知ろう
小学校6年	成長期の食生活
中学校1年	カルシウムをとろう

(2) 地産地消

ア 春日井市産食材の使用

月	食 材
5月	「みつば」
6月	「たまねぎ」、「じゃがいも」
7月	「うちわサボテン」
9月	「巨峰」
9月～10月	「とうがん」
11月	「さつまいも」
12月	「八事五寸人参」
1月	「方領大根」

イ ふれあい給食

実施日	農産物名
7月	うちわサボテン
9月	巨峰
9月～10月	とうがん
12月	八事五寸人参
1月	方領大根

ウ 収穫体験

実施日	農産物名
9月	巨峰収穫体験

(3) 夏休み親子料理教室の開催

開催日	会 場	定 員
8月5日	東部市民センター	15組
8月6日	東部市民センター	15組
8月6日	西部ふれあいセンター	12組
8月7日	レディヤンかすがい	15組

(4) 我が家の自慢料理

家庭の味を学校給食に取り入れることにより家庭との連携を深め、より「魅力ある楽しい学校給食」とするため、小中学生から献立を募集する。

(5) 思い出の学校給食

中学校3年生を対象に作品（作文等）を募集し、思い出に残る給食として、多数の応募があった献立を2月・3月の給食で提供する。

(6) 啓発事業

ア 試食会

調理場ごとに学校単位で実施（全調理場合わせて年間4,000食を予定）

イ リーフレット（春日井の学校給食）

小中学校の全児童生徒に配布

3 施設整備関係

調理場名	主 要 工 事 名
藤山台調理場	食缶消毒保管庫更新、手洗器取替
前並調理場	移動式シンク新設
稲口調理場	調理室及び洗浄室空調機新設、男女トイレ改修、下処理室ドライ化
白山調理場	食缶類洗浄機取替、手洗い施設更新